

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部都市計画課
委託業務番号	令和5年度 都計委第19号
委託業務名称	長浜市屋外広告物管理システム導入業務
委託業務場所	長浜市全域
業務の概要	これまで紙やエクセルで管理していた年間約300件(2,000個)の屋外広告物の申請情報や、約3,200件の管理台帳情報をデータ化し、一元管理することで、業務の効率化を図るために長浜市屋外広告物管理システムの導入を行う。
履行期間	令和5年6月23日 から 令和6年3月15日
契約年月日	令和5年6月22日
契約額(税込)	8,195,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市におの浜二丁目1番48号 [商号又は名称] 国際航業株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	屋外広告物の申請受付・許可業務を行うにあたっては、地形図や航空写真、都市計画情報や道路情報を確認しながら業務を進めることが必要であるが、これらを一括して確認するためのツールとしては長浜市統合型GISしか存在しない。 このことから、屋外広告物管理システムを「長浜市統合型GISの拡張機能」として実装することで、上記の各種データを参照しながら申請受付・許可業務を行うことができ、業務効率化を図ることができる。 また、長浜市統合型GISは全庁的に通常業務で使われていることから、システム導入後も長浜市統合型GISを正常に稼働させることが必要であるが、そのためには長浜市統合型GISを熟知していることや、システム導入後の適切な保守管理を行うことが不可欠となる。 以上のことから、本委託業務は長浜市統合型GISを導入・保守管理している業者である「国際航業株式会社」と随意契約を行う。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>